

# 年金シリーズ③ ～障害厚生年金～

お問い合わせ ☎  
年金班 043-223-4116

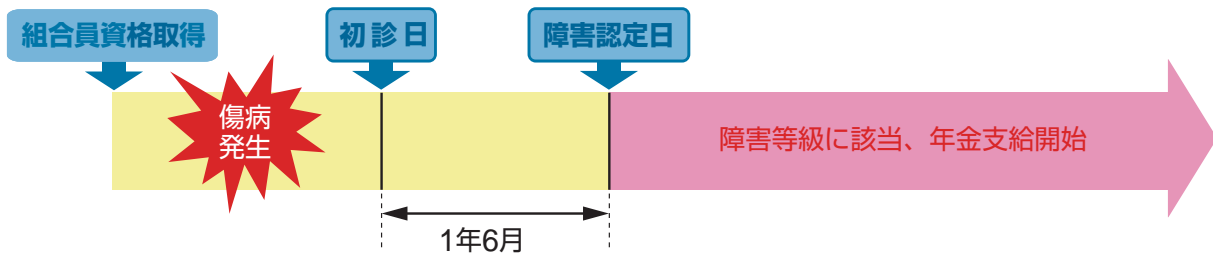
もしも在職中の病気またはけがにより、一定の障害状態（障害等級1～3級程度）になった場合、**障害厚生年金**を請求することができます。

なお、平成27年10月から、要件に該当すれば在職中であっても職域部分を除き支給されることとなっています。

## 1. 障害厚生年金の支給要件とは？

下記①～③の要件を全て満たしている時に受給できます。

- ① **組合員期間中に初診日**（障害の原因となった病気またはけがで初めて医師の診察を受けた日）があること。
- ② **障害認定日**（初診日から1年6月を経過した日）に**障害等級※の1級から3級**に該当する障害状態にあること。  
※「障害等級」・・・障害手帳の等級とは異なり、障害認定日に達した時点で公立学校共済組合に請求し、認定を受けます。また、障害等級1～2級に該当する場合、日本年金機構から「障害基礎年金」が併せて支給されます。
- ③ 次の**ア**または**イ**の**保険料納付要件**を満たしていること。  
**ア**→初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。  
**イ**→初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。



## 2. 特例7症例

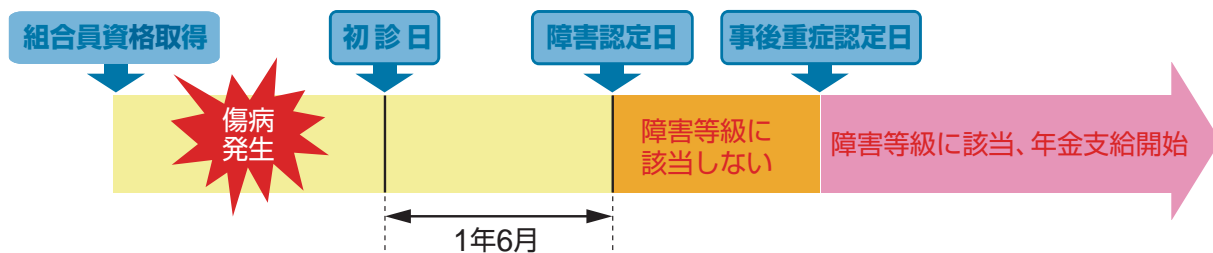
初診日から1年6月以内に下記の表の状態になった場合は、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。ただし、初診日から1年6月を経過している場合には、1年6月を経過した日が障害認定日となります。

傷病の状態	障害認定日
上肢・下肢を離断、切断	離断又は切断した日
人工骨頭、人工関節を挿入、置換	挿入又は置換をした日
心臓ペースメーカー、人工弁を装着	装着した日
人工透析療法を施行	透析開始から3か月を経過した日
人工膀胱を造設	造設した日
人工肛門を造設又は尿路変更術を施行	手術した日から6か月を経過した日
喉頭を全摘出	全摘出をした日
在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日

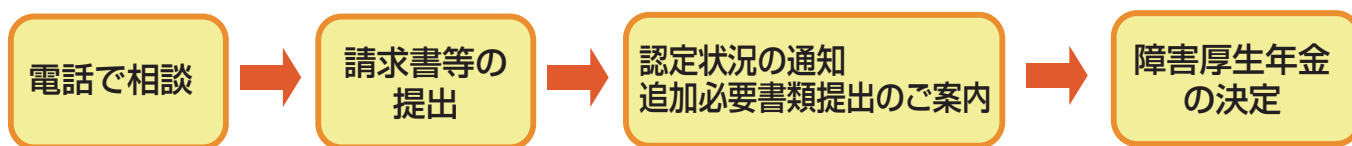
### 3. 事後重症制度

障害認定日には障害等級に該当しなかった方が、その後 65 歳に達する日の前日までに傷病が重症化し障害等級に該当する状態になった場合、障害厚生年金を請求することができます。

ただし、老齢基礎年金を繰上げて受給している場合は、事後重症での認定はできません。



### 4. 請求手続きの流れ



ご自身で気になる傷病等ございましたら、初診日と傷病名を確認したうえで、公立学校共済組合千葉支部までご相談ください。担当者が状況を確認し、手続きに必要な書類を送付いたします。

## 共済組合の貸付けをご利用ください！

お問い合わせ ☎  
経理・貸付班 043-223-4122

共済組合では、以下の各種貸付事業を実施しております。

申込み期限：毎月 15 日（休祭日の場合は翌開庁日）必着  
送金日：翌月 21 日（休祭日の場合は銀行等の翌営業日）

#### 一般貸付け

物品（車、パソコン等）の購入など

- \* 貸付限度額 200 万円
- \* 年利 1.32%
- \* 最長 10 年返済  
(生活資金や借金返済には使えません。)



#### 教育貸付け

大学等への入学資金・授業料など

- \* 貸付限度額 550 万円
- \* 年利 1.32%
- \* 最長 20 年 10 か月返済  
(年度ごとの貸付。次年度は借替となります。)



#### 住宅貸付け・介護構造貸付け

家の新築・増改築・改修・敷地の購入など

- \* 貸付限度額・年利
  - ・住宅 1,800 万円 1.32%
  - ・介護 300 万円 1.06%
- \* 最長 30 年返済
- \* 担保（抵当権の設定等）不要



他に、「住宅災害」「災害」「結婚」「医療」「葬祭」等の貸付を行っております。詳細については、共済組合 HP もしくは「互助会 Diary」等でご確認ください。